

事 務 連 絡

平成 2 3 年 3 月 1 日

各

都道府県
政 令 市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚 生 労 働 省 健 康 局

結 核 感 染 症 課

高病原性鳥インフルエンザウイルス検出事例の発生について

（情報提供）

今般、別添のとおり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いします。

奈良県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・ 2月28日夜、奈良県五條市六倉町の農場で飼養されている鶏について、疑似患畜であることを確認し、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づき、防疫措置を開始することにしました。
- ・ 当該農場は、簡易検査陽性の時点で飼養家さん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

農場所在：奈良県五條（ごじょう）市六倉（むつくら）町

飼養状況：採卵鶏 約 10 万羽

2. 経緯

- (1) 2月28日午後、奈良県から、五條市六倉町の養鶏場より死亡羽数の増加が確認されたとの通報を受け、A型インフルエンザの簡易検査を行ったところ、陽性が確認された旨連絡がありました。（平成23年2月28日公表）
- (2) 28日夜、同県の家畜保健衛生所による遺伝子検査の結果、H5亜型陽性であることが判明しました。死亡鶏の状況等も合わせて考慮し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

3. 今後の対応

農林水産省は、本日12時50分の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針（1月26日の対策本部で決定したもの）に基づき、初動防疫を開始します。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

4. 県との的確な連携を図るため、政務３役が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又は電話連絡）。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
6. 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、簡易検査陽性の時点で、飼養家さん等の移動を自粛しています。なお、家さん卵、家さん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

報道各社御中 ← 環境省広報室

(情報提供)

鳥取県における高病原性鳥インフルエンザ
ウイルス・強毒タイプの確認に伴う環境省の対応について

本日、鳥取県においてこれまでに回収された野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や鳥取県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) 回収地

- ①キンクロハジロ 鳥取県大山町
- ②ホシハジロ 鳥取県米子市
- ③ハヤブサ 鳥取県米子市

(2) 経緯

- ①キンクロハジロ 1羽を回収(1日)。簡易検査陰性。国立環境研究所における遺伝子検査は陽性。
- ②ホシハジロ 1羽を回収(3日)。簡易検査陰性。国立環境研究所における遺伝子検査は陽性。
- ③ハヤブサ 1羽を回収(6日)。簡易検査陰性。国立環境研究所における遺伝子検査は陽性。

①、②及び③の検体ともに、本日、鳥取大学における確定検査において H5N1 亜型陽性・強毒タイプが判明。

2 今後の対応

- (1) 発生地周辺 10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視



を一層強化。

- (2) 発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査)については、これまでの野鳥における発生時の現地調査で実施済みのため、改めて行う予定はありません。
- (3) 全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。



平成23年2月28日(月)	
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	
直 通:	03-5521-8285
代 表:	03-3581-3351
室 長:	宮澤 俊輔 (内線6470)
室長補佐:	山本 麻衣 (内線6471)
専 門 官:	福嶋 貢史 (内線6474)
担 当:	千葉 康人 (内線6473)

報道各社御中 ← 環境省広報室

(情報提供)

長崎県長崎市における高病原性鳥インフルエンザ
ウイルス・強毒タイプの確認について

以下に現時点における情報を提供します。

本日、長崎県長崎市（宮崎町、2月6日に公表したオシドリの回収地周辺の場所）において回収されたオシドリ1羽について、詳細検査の結果が判明し、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が鳥取大学からありました。経緯等は以下の通りです。

○オシドリ1羽(4日回収。簡易検査陰性。国立環境研究所における遺伝子検査は陽性。)について、本日、鳥取大学における確定検査においてH5N1亜型・強毒タイプと判明。

環境省は、関係府省、長崎県等と連携して、レベル3の取組を引き続き推進してまいります。

【取材について】

○現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

平成23年3月1日（火）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

室 長：宮澤 俊輔（内線6470）

室長補佐：山本 麻衣（内線6471）

専 門 官：福嶋 貢史（内線6474）

担 当：千葉 康人（内線6473）